

議案第 106 号

四万十町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 12 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例

四万十町若者定住促進住宅条例（平成 18 年四万十町条例第 150 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四万十町定住促進住宅

第 1 条中「若者の」を削り、「四万十町若者定住促進住宅」を「四万十町定住促進住宅」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。